

全自病開協第 90 号  
全自病協第 756 号  
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県自治体病院開設者協議会長  
各自治体病院開設者（知事・市町村長）  
都道府県病院所管部（局）課長 様  
都道府県立病院所管部（局）課長  
会 員 施 設 長

全国自治体病院開設者協議会  
会 長 杉 本 達 治  
【公 印 省 略】

公益社団法人 全国自治体病院協議会  
会 長 望 月 泉  
【公 印 省 略】

## 令和 6 年度 地域医療の確保（公立病院等）に係る特別交付税（3 月交付額）について

このたび「特別交付税に関する省令の一部を改正する省令」（別紙 1）が令和 7 年 3 月 19 日総務省令第 55 号により公布され、即日施行されましたので省令の抜粋によりお知らせいたします。

また、公立病院等に要する経費に係る特別交付税の新単価は別紙 2 のとおりです。

なお、特別交付税の 3 月交付額については、総務省ホームページに報道資料として掲載されていますので、そちらをご確認ください。

特別交付税に関する省令（抜粋）

昭和五十一年十二月二十四日 自治省令第三十五号  
改正 令和七年三月十九日 総務省令第五十五号

下線は今回の改正部分

（道府県に係る三月分の算定方法）

第四条 各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額(第十号二、第十四号、第十九号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第四十一号、第四十八号、第五十二号、第五十三号、第五十五号、第五十六号、第五十七号一、第六十号から第六十三号まで、第六十八号、第六十九号、第七十三号から第七十五号まで、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十八号、第九十二号、第九十四号から第九十六号まで及び第九十八号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額

|                                                    |                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 十七 病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br><br>医療提供体制の見直しを行うための計画に基づく病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟その他の施設の除却等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。                |
| 二十四 災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。        | 災害拠点病院、災害拠点精神科病院又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料(通常の診療に必要な診療用具、診療材料、医薬品、水及び食料を上回るものに限る。)の備蓄に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。 |
| 二十五 病院内保育所の運営に要する経費があること。                          | 病院内保育所の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。                                                                                                |

(市町村に係る三月分の算定方法)

第五条 各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。 )と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。 )を加えた額とする。

三 次に掲げる額の合算額

イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額(第二号二、第四号、第十号、第十三号、第十六号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第三十三号一、第三十九号、第四十四号、第四十五号、第四十七号、第四十八号、第四十九号一、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第六十号、第六十三号から第六十五号まで、第七十一号から第七十四号まで、第七十八号、第八十四号、第九十号、第九十一号及び第九十四号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。 )を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。 )(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 )の合算額

|                                                    |                                                               |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 十一 病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。 | 次の各号によつて算定した額の合算額とする。<br>前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。 |
| 十七 災害拠点病院等が災害時における救急医療のために行う備蓄に要する経費があること。         | 前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。                         |
| 二十 病院内保育所の運営に要する経費があること。                           | 前条第一項第一号の表第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。                         |

附 則

(道府県に係る三月分の算定方法の特例)

第六条 令和六年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(第三号、第四号、第八号、第十一号、第十四号から第十六号まで、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第三十一号、第三十五号、第三十六号及び第四十一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満

## 特別交付税に関する省令(抜粋)

の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

三十五 第二条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額(この場合において、同号一の表中「二、一七四、〇〇〇円」とあるのは「二、二一〇、〇〇〇円」と、「三七五、〇〇〇円」とあるのは「四四五、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五四九、〇〇〇円」とあるのは「一、五六一、〇〇〇円」と、「一、〇三三、〇〇〇円」とあるのは「一、〇四一、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、二三八、〇〇〇円」とあるのは「一〇、五一四、〇〇〇円」と、同号四の表中「六、五〇〇、〇〇〇円」とあるのは「六、五九四、〇〇〇円」と、「五、二〇〇、〇〇〇円」とあるのは「五、二七四、〇〇〇円」と、「三、四三五、〇〇〇円」とあるのは「三、四八五、〇〇〇円」と、「二、七五〇、〇〇〇円」とあるのは「二、七九〇、〇〇〇円」と、同号五中「一、五七五、〇〇〇円」とあるのは「一、五九九、〇〇〇円」と読み替えるものとする。)から第二条第一項第一号の表第九号の規定により算定した額を控除した額

三十六 第二条第一項第一号の表第四十五号に規定する算定方法に準じて算定した額(この場合において、同号一の表中「二、一七四、〇〇〇円」とあるのは「二、二一〇、〇〇〇円」と、「一、五二三、〇〇〇円」とあるのは「一、六一三、〇〇〇円」と、「三七五、〇〇〇円」とあるのは「四四五、〇〇〇円」と、同号二の表中「一、五四九、〇〇〇円」とあるのは「一、五六一、〇〇〇円」と、「一、〇三三、〇〇〇円」とあるのは「一、〇四一、〇〇〇円」と、同号三中「一〇、二三八、〇〇〇円」とあるのは「一〇、五一四、〇〇〇円」と、同号五の表中「六、五〇〇、〇〇〇円」とあるのは「六、五九四、〇〇〇円」と、「五、二〇〇、〇〇〇円」とあるのは「五、二七四、〇〇〇円」と、「三、四三五、〇〇〇円」とあるのは「三、四八五、〇〇〇円」と、「二、七五〇、〇〇〇円」とあるのは「二、七九〇、〇〇〇円」と、同号六中「一、五七五、〇〇〇円」とあるのは「一、五九九、〇〇〇円」と読み替えるものとする。)から第二条第一項第一号の表第四十五号の規定により算定した額を控除した額

三十七 附則第四条第一項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額(この場合において、同号中「45,000 円」とあるのは「46,000 円」と、「64,000 円」とあるのは「66,000 円」と、「31,000 円」とあるのは「32,000 円」と読み替えるものとする。)から附則第四条第一項第一号の規定により算定した額を控除した額

**(市町村に係る三月分の算定方法の特例)**

第七条 令和六年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

5 令和六年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(第二号、第三号、第八号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第三十号、第三十一号及び第三十三号ロに掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

**五 次によつて算定した額の合算額**

イ へき地保健医療事業実施計画に基づく前年度分のへき地診療所等に係る施設整備事業(病院事業会計に係る事業を除く。)に要する経費に充てるため令和六年十月一日以降に借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額

ロ 附則第五条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額(この場合において、同号中「52,000 円」とあるのは「54,000 円」と、「31,000 円」とあるのは「32,000 円」と読み替えるものとする。)から附則第五条第二項第二号の規定により算定した額を控除した額

三十 前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

三十一 前条第一項第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

令和6年度 病院事業関係特別交付税措置単価

| 区 分                 |                 |         |         | 令和 6 年 度                 |         | ( 参 考 )<br>令和 5 年 度<br>(千円) |
|---------------------|-----------------|---------|---------|--------------------------|---------|-----------------------------|
|                     |                 |         |         | 単 価<br>(千円)              | 対前年度比   |                             |
| 病<br>床<br><br>割     | 不採算地区病院(※1)     | 100床未満  | 第1種     | 1,706×最大使用病床数(※2)+30,810 | 100%    | 1,706×最大使用病床数+30,810        |
|                     |                 |         | 第2種     | 1,138×最大使用病床数(※2)+20,540 | 100%    | 1,138×最大使用病床数+20,540        |
|                     |                 | 100床以上  | 第1種     | 2,014×調整後病床数(※3)         | 100%    | 2,014×調整後病床数                |
|                     |                 |         | 第2種     | 1,343×調整後病床数(※3)         | 100%    | 1,343×調整後病床数                |
|                     | 不採算地区中核病院(※4)   |         | 第1種     | 1,561×調整後病床数(※5)         | 101%    | 1,549×調整後病床数                |
|                     |                 |         | 第2種     | 1,041×調整後病床数(※5)         | 101%    | 1,033×調整後病床数                |
|                     | 結 核 病 床         |         |         | 2,210                    | 112%    | 1,976                       |
|                     | 精 神 病 床 ( ※ 6 ) |         |         | 1,613                    | 106%    | 1,523                       |
|                     | リ ハ ビ リ 病 院     |         |         | 445                      | 119%    | 375                         |
|                     | 周産期医療病床(※7)     |         | 第 1 種   | 6,594                    | 101%    | 6,500                       |
| 第 2 種               |                 |         | 5,274   | 101%                     | 5,200   |                             |
| 第 3 種               |                 |         | 3,485   | 101%                     | 3,435   |                             |
| 第 4 種               |                 |         | 2,790   | 101%                     | 2,750   |                             |
| 小 児 医 療 病 床         |                 |         | 1,599   | 102%                     | 1,575   |                             |
| 感 染 床 病 床           |                 |         | 4,251   | 100%                     | 4,251   |                             |
| 救命救急センター(※8)        |                 | 市 町 村 分 | 182,102 | 100%                     | 182,102 |                             |
| 小 児 救 急 医 療 提 供 病 院 |                 |         | 10,514  | 92%                      | 11,375  |                             |

- (※1) 不採算地区病院とは、その有する病床が主として一般病床又は療養病床(以下「一般病床等」という。)である病院のうち、主として理学療法又は作業療法を行う病院(リハビリテーション専門病院)以外の病院及び当該病院施設の全てが児童福祉施設である病院以外の病院(以下「一般病院」という。)のうち、次に掲げる条件を満たすもので、許可病床が150床未満(感染症病床除く)の病院。  
(第1種) 直近の一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在している一般病院  
(第2種) 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5キロメートル以内の人口が10万人未満である一般病院  
(3万人以上10万人未満の場合、単価を通減)
- (※2) 医療法に基づいて実施される病床機能報告制度において都道府県に報告する、前年度4月1日から3月31日までの施設全体の一般病床又は療養病床の最大使用病床数。  
令和3年度以降について、施設全体の最大使用病床数が前年度よりも減少した場合、3年間で段階的に措置額に反映させる(1年目:0.9、2年目:0.6、3年目:0.3を最大使用病床数の減少幅に乗じた数を病床数に加算。  
加算により最大使用病床数が当該年度の許可病床数を上回る場合は許可病床の数を上限とする。)
- (※3) 100から100を超えた一般病床等の許可病床数に2を乗じて得た数を控除して得た病床数(100-(許可病床数-100)×2)と最大使用病床数(※2参照)とを比較して低い病床数を算定に用いる。
- (※4) 不採算地区中核病院とは、不採算地区(上記第1種及び第2種参照)に所在する100床以上500床未満(感染症病床除く)の許可病床を有する一般病院であって、次に掲げる i) 及び ii) を満たすこと。  
i) 都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。  
ii) へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。
- (※5) 100から100を超えた一般病床等の許可病床数に1/4を乗じて得た数を控除して得た病床数(100-(許可病床数-100)×1/4)と最大使用病床数(※2参照)とを比較して低い病床数を算定に用いる。
- (※6) 県分の精神病床に対する特別交付税措置は令和3年度より普通交付税措置に移行。
- (※7) 周産期医療病床については、次に掲げる条件を満たすもの  
(第1種) 厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室(以下「新生児特定集中治療室等」という。)の有する病床  
(第2種) 新生児特定集中治療室等に準じる機能を有する新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室(以下「新生児特定集中治療室等に準ずる室」という。)の有する病床  
(第3種) 新生児特定集中治療室等の後方病室の有する病床  
(第4種) 新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室の有する病床
- (※8) 県分の救命救急センターに対する特別交付税措置は令和5年度より普通交付税措置に移行。